

春光台公園における記念碑等の設置についての基本方針（平成26.1.27施行）

第1条（目的）

本基本方針は、春光台公園内における記念碑等の設置について基本的な方針を定め、春光台公園の自然環境の保全と活用を両立し、適正な管理を行うことを目的とする。

第2条（定義）

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）記念碑等～石材、金属その他材質（化学物質は除く。）のものに、文学、絵等を描いたもの、又はこれらの材質のものを造形した彫刻等の工作物とし、歴史・社会又は、文化・芸術を永久に記念するために造られたものをいう。
- （2）申請者～記念碑等を設置する個人又は団体等をいう。

第3条（自然環境 保全エリア）

春光台公園内の道道旭川幌加内線から北側エリア及び南側エリア内の南側自然散策エリアについては、自然環境保全エリア（下記図面参照）とし、記念碑等を原則設置してはならない。

第4条（自然環境 利活用エリア）

春光台公園内の道道旭川幌加内線から南側のエリアの一部を、自然環境利活用エリア（下記図面参照）とし、各号に定める条件を満たした場合において記念碑等の設置を認めるものとする。

- （1）設置場所は、市民が身近に親しんでもらえるよう、将来的な視点で考え自然と融合し回遊できる場所とすること。
- （2）設置にあたっては、周辺の景観及び自然環境の保全に配慮するとともに、市、申請者、これにかかわる市民と共同で協議し決定する。

